

## 平成 22 年第 1 回定例会（第 3 日目）

○議長（金子万寿夫君） 再開いたします。

松田浩孝君に発言を許可いたします。

[松田浩孝君登壇]（拍手）

○松田浩孝君 平成二十二年第一回県議会定例会に当たり、公明党県議団として県政の重要課題等について代表質問を行います。

一月十三日、ハイチにおいて発生したマグニチュード七・〇の地震は、報道によりますと、死者は推定で二十三万人を超え、家を失った住民が百二十万人、ハイチ政府の機能が完全に停止するなど、人類史上最大規模の被害であります。一月十七日には、我が会派は「ハイチ大地震被災者を救援する鹿児島県民の会」の皆さんと協力いたしまして、募金活動を行いました。この日はくしくも平成七年、死者六千四百三十四名、負傷者四万三千人余りの被災者を出した阪神・淡路大震災が発生して十五年目の日でありました。フランスから救助犬とともに来日した地震災害専門チームが活動する姿を報道を見て、頼もしく感じたことを思い出します。この場をおかりして亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、早期の復興がなされるよう御祈念申し上げ、通告に従い質問に入ります。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

鳩山内閣の政権運営についてお伺いします。

昨年の衆議院議員選挙で政権交代を選択した国民の意思は、金権政治からくる政治不信ではなかったのか。政権交代の結果はどうなったのか。鳩山総理の偽装献金、脱税疑惑、小沢幹事長の不透明な資金の流れ、現職の国会議員を含む三名の元秘書の逮捕、さらには北海道の教職員組合の違法な政治資金など、政治と金の問題が次から次へと浮上し、かつてない政治不信が起こっています。また、衆議院選挙の際訴えていた子ども手当は、二万六千円が半額の一万三千円となり、高速道路無料化は渋滞とは無縁な地方の高速道路が、しかも細切れのように配置され、この社会実験でどんなデータがとれるのか想像できません。暫定税率はそのままガソリンは安くはなりません。バラ色の公約が灰色になり、だまされたと感じる国民の声が支持率に反映しています。街角で見かけるポスターにある「公約実行」の文字は、公約不実行と訂正していただきたい。

そこで質問します第一点は、政治不信を増幅させている政治と金の問題、また国民の信頼を失わせている公約不実行について、知事の所感をお伺いします。

次に、「秘書の罪は政治家の罪」と主張していた首相が、「秘書に任せていたから知らなかった」との説明だけで済ませるのは余りにも無責任であると言わざるを得ません。だからこそ公明党は政治家本人の責任を問う新たな仕組みが必要であるとして、秘書などの会計責任者が虚偽記載などの違法行為を行った場合には、監督責任のある議員も公民権を停

止する政治資金規正法改正案を昨年提出し、先日の党首討論でも山口代表が厳しく鳩山総理に訴え実現を迫りました。

そこで第二点は、現行の政治資金規正法について、また公明党の政治資金規正法改正案についての知事の所感をお伺いします。

鳩山内閣は地域主権を掲げ、首相を議長とする地域主権戦略会議を内閣府に設置し、自治体への権限移譲や国の出先機関の統廃合などの基本方針を、地域主権戦略大綱として今夏にまとめることとしています。逢坂首相補佐官は、「地域主権では泉がわき出るように地域の現場から手が出て、権限や財源をぶんどる。地域の実態・実情が発信源になり、自立的に責任を持って地域の課題を解決できるようになる」と報道に答えておられました。しかし、地域主権と言いながら地域住民が活性化のために要望した事項も、土地改良事業費の半減や公共事業費の大幅減等、まさに政府主導、民主党幹事長室での陳情いかんで決定する仕組みになっております。

そこで第三点は、知事は政府の地域主権をどう評価するのかお伺いします。

次に、普天間基地移設問題についてお伺いします。

普天間基地問題の根本は、住宅地の真ん中に基地が存在する危険性を取り除くことにあります。沖縄から遠く離れた政府において閣僚の発言の不一致、ころころ変わる総理の発言は沖縄の人々の不信を買うだけであります。予算委員会で公明党の山口代表は五月末決着について、「実現できなければ内閣の命運にかかわることであり、この政権の存続をかけてこれを実現する決意か」と質問し、総理は「五月末までに必ず結論を出します」と答弁されました。そんな折、一月二十五日、民主党衆議院議員が徳之島の三町長に移設先の候補に挙がっている旨を伝えたとの報道がありました。三町長は一月二十七日、反対を表明され、我が会派も二月十九日に知事に徳之島への移設反対の申し入れをいたしました。

そこで第一点は、政府の普天間基地への対応について知事の所感をお伺いします。

第二点は、徳之島また馬毛島等が候補地に挙がっているとの報道がありますが、政府から要請や説明が行われたのかお伺いするとともに、本県内への基地移転についての知事の見解をお伺いします。

次に、総務行政について。

まず、国の平成二十二年度予算編成に関連してお伺いします。

鳩山内閣は「いのちを守る予算」として、平成二十二年度当初予算案を発表されました。その中で子供の命を守る公立小・中学校の耐震化と、女性の命を守る女性特有のがん検診に関する予算が削減されました。学校の耐震化については、昨年八月時点では自治体の耐震化計画を踏まえ五千棟分、二千七百七十五億円が計上されていましたが、二十二年度当初予算では二千二百棟分、一千三十二億円の計上に削減されております。また女性のがん検診関係の予算も、昨年二十一年度第一次補正予算では二百十六億円が計上され、子宮がんと乳がんの検診を無料で受けられるクーポン券が配布されました。受診率の向上につながると好評であったのですが、二十二年度の当初予算では三分の一の七十六億円まで削減

されております。

そこで第一点は、「いのちを守る予算」で公立小・中学校の耐震化予算と、女性特有のがん検診に関する予算の削減による県民への影響についてお伺いします。

次に、奄美群島振興開発事業についてお伺いします。

二十二年度政府予算案では、奄美群島振興開発事業費が約三〇%の大幅減額になりました。民主党はさきの衆議院選挙の際に、「奄美の皆さんとの約束」ということで、一、奄振予算は絶対に減らしません。二、離島のガソリン代を五十四円安くします。三、奄美群島と本土間の離島航空運賃を安くします。四、戸別所得補償で奄美農業を発展させます。五、奄美に国立の高等教育機関を設置します。六、奄美群島全域で共同溝を敷設し電柱の地中化を進めると同時に、ブロードバンド一〇〇%の島づくりを実現します。七、奄美群島の消費税を軽くします。という七項目の約束を発表しておられました。大変大きな期待をされている奄美の皆さんが、不安と不満ばかりの結果にならないことを願うばかりであります。

そこで第二点は、事業費大幅削減による奄美群島振興事業への影響と、民主党の約束は国、県の予算にどのように反映されているのか、お伺いします。

次に、民主党が一月二十九日に都道府県連の代表者を党本部に集め、公共事業等の箇所づけを伝達したとの報道がありました。一緒に連立を組む社民党、国民新党からも事前の相談がないとの反発の声が上がっております。まさに予算について議論をしている最中であり、予算が成立する前に党を通じて箇所づけについて連絡するというのは議会軽視であり、利益誘導であり数のおごりであります。

第三点は、箇所づけ伝達についての知事の所感と、本県へはどのような説明がなされたのかお伺いします。

次に、本県の平成二十二年度予算案についてお伺いします。

「なないろの未来に躍進大いなるカゴシマ」、厳しい財政の現実の中で県民に希望を送りたいとの願いを込めた当初予算案、一般会計総額七千七百三十八億五千万円が発表されました。「改革継続・生活優先」と位置づけられた予算は、県税等歳入が大きく落ち込む中で、交付税の増加や県有財産の売却などで歳入を確保するとともに、人件費の削減など歳出抑制に取り組んだものの、高齢化により扶助費が増加し厳しい予算編成となっております。

そこで第一点は、歳入については臨時財政対策債や交付税の増額等で何とか確保されましたが、国も財政が厳しくなる中で先行きが心配される場所でもあります。今後自主財源の確保を初め歳入確保にどのように取り組まれるのか、お伺いします。

第二点は、知事は歳出の重要施策として環境、食料、医療・福祉の三項目を挙げておられますが、具体的な取り組みについて何うとともに、歳出の削減にどのように取り組まれたのかお伺いします。

新政権では「コンクリートから人へ」という言葉とともに、公共事業が一八・三%削減され、建設、土木関係者からは不安と不満の声が上がっております。

そこで第三点は、雇用も含めて本県産業に占める割合が大きい公共事業の削減による影響についてお伺いします。

次に、川内原子力発電所における事故についてお伺いします。

一月二十九日午前七時ごろ、川内原子力発電所一号機で定期点検中の作業員七人が死傷する重大な事故が起きました。原子力発電所での事故ということで県民は大きな不安を抱いており、徹底した原因究明を急ぐとともに、再発防止への取り組みが求められます。県と薩摩川内市と川内原子力発電所では、川内原子力発電所に関する安全協定書を結んでおられます。協定では第八条に、原子力発電に異常があった場合は直ちに通報するとなっておりますが、事故に対する対応も通報もおくれるなど不適切であると感じました。

そこで第一点は、原子力発電所の事故は大きな被害をもたらす可能性があり、事故発生の際には住民の避難誘導のために迅速な連絡が求められます。今回の事故について第一報はいつ、どのように報告があったのか。あわせてその報告についての認識をお伺いします。

第二点は、川内原子力発電所からは事故の原因や再発防止について、どのような内容の報告があったのかお伺いします。

第三点は、協定の第九条には、立入調査について、住民の安全確保及び環境保全のために必要と認めた場合においては、発電所施設内、その他必要な場所に立入検査することができるかとあります。今回のケースはまさに必要な場合であります。報告を受けて立入調査や指導など、県としての今後の対応についてお伺いします。

次に、子ども手当についてお伺いします。

国の予算案が提出され、民主党の目玉政策であった子ども手当の概要が見えてきました。昨年の衆議院選挙のときには、すべての中学生以下の子供に月額二万六千円支給しますという約束に支援した人も多かったのではと思います。しかし、国の二十二年度予算では一人一万三千円と半額に減らされた上に、児童手当と併用するとしています。今後扶養控除、配偶者控除が廃止されると、本当に子育て支援になるのかという不満の声が聞かれます。

二十三年度以降については、一月には財務副大臣が「満額支給のハードルは高い」と発言した後、首相が「マニフェストどおり実施する」と、財務副大臣の発言を打ち消していました。先日は首相みずから「歳出削減が進まなければ満額支給にこだわらない」という趣旨の発言をし、官邸に招いた子育て中の母親に、財源確保を懸念する意見を言われると、「子ども手当のために借金を残すことはしない」と発言、また「財源は無駄削減をする中、余裕ができた分だけでやろうという仕組みで基本的につくろうと思っている」と発言され、満額支給の見送りかとも報道されましたが、その後また「満額支給をする」と修正するなど、首相も関係者も発言がばらばらで、本当に財源が確保できるのか不明なため、少子化対策としてしっかりとした恒久的な制度が確立できるのか、心配されるところであります。児童手当と併用した場合、ゼロ歳から二歳は既に一万円支給されており、三歳から小学六年生までは五千円支給されております。今後扶養控除、配偶者控除が廃止され、保育料が

上がった場合、本当に子育て支援になるのか疑問であります。

そこで第一点は、子供一人当たり平均幾らの増額になるのか、お示してください。

第二点は、全額国庫負担としておりましたが、財源不足を理由に児童手当と併用という制度になり、地方も負担が生じることになりました。地方負担について来年度以降も含めた知事の見解を伺うとともに、本県の負担額についてお示してください。

次に、消費者行政についてお伺いします。

輸入冷凍ギョーザによる中毒事件やコンニャクゼリーの窒息死事故など、痛ましい事件や事故等が相次ぎ起きました。いずれも所管する官庁がはっきりとせず、既存の法律で対応が不可能なすき間事案と呼ばれてきた問題であります。消費者行政を一元化するところがないことから、公明党は生活者が主役の消費者行政を目指し、党を挙げて消費者庁の早期実現を訴えておりました。昨年九月に悪質商法や産地偽装、製品事故など、各省個別に実施されてきた消費者行政が一元化され、消費者庁が誕生いたしました。県においては平成十八年に策定した県消費者基本計画に基づき、食の安心・安全、悪質商法等に関係部局が連携をとり対応してきたところであります。

そこで第一点は、今後は部局の壁を越え、全庁的な体制で生活者目線での対応が求められます。今回組織編成で設置された消費者行政推進室の体制、業務内容についてお伺いします。

第二点は、新規事業として消費生活センター整備事業に一億三千万円余り予算が計上されておりますが、体制と機能についてお伺いします。

また、県民からは相談に行くためには鹿児島中央駅周辺など、アクセスのよいところに置いてほしいという声も聞かれますが、場所の選定はどのような基準で決められたのかお伺いし、一回目の質問といたします。

[知事伊藤祐一郎君登壇]

○知事（伊藤祐一郎君） 鳩山政権をめぐる政治不信についてのお尋ねがありました。

鳩山政権の誕生以来、その政権運営に当たりましてマニフェストや政治資金の問題など、さまざまな問題が生じていることは承知しておりますが、政権運営後まだ日が浅い時期であり、今の時点で鳩山政権に対する総括的な評価をすることは、地方公共団体の首長としては差し控えるべきであると考えているところであります。

政治資金規正法及び同法改正案についてのお尋ねがありました。

政治資金規正法につきましては、政治資金による政治腐敗の防止を図るために、昭和三十三年に議員立法で成立した法律であり、その後幾度かの改正を経て現行法となっているところであります。その第一条におきまして、法の目的として、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与する旨が掲げられているところであります。公明党の政治資金規正法の改正案は、政治団体の代表者の会計責任者に対する監督責任の

強化などを目的とするものと承知をいたしておりますが、今後政治資金規正のあり方につきましては、国会の場において議論を尽くし、適切な改正が行われることを期待いたしております。

地域主権の実体についてのお尋ねがありました。

鳩山政権におきましては、地方にとって重要な問題を地方の意見を聞かずに、一方的に決定するような動きが見られるところではありますが、今後は地域主権が実体的なものとなるような施策を行ってほしいと考えております。具体的には国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等を通じまして、一つ一つ手順を踏みながら地域主権のための制度が構築されることを期待いたしております。

普天間基地の移設問題についてのお尋ねがありました。

普天間基地の移設をめぐりましては、連日閣僚や与党幹部等の発言がさまざま報道されておりますが、これまで国からは何の連絡も来ていない状況であります。普天間基地の移設につきましては、外交防衛上の問題であり、極めて高度な政治的判断を伴う問題でありますので、まずは国において十分な議論をされるのが先決であると考えております。本県内への基地移設につきましては、地元の意向が十分に尊重されるべきと考えており、地元の首長が明確に反対しておりますことから、当然国におきましては地元の意向を最大限に尊重して検討がなされるものと考えております。

子ども手当の地方負担についてのお尋ねがありました。

子ども手当につきましては、今国会に提出された子ども手当法案では、平成二十二年度限りの措置といたしまして、子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとして、児童手当分については国、地方、事業主が費用を負担することとされておりますため、本県においても平成二十二年度の支給分として、県負担分約三十二億円を当初予算として計上しているところであります。

子ども手当の財源措置につきましては、これまでも全国知事会や県開発促進協議会等を通じまして、事務経費を含む全額を国庫負担とするよう提案、要望しており、児童手当の地方負担が継続して求められたことは残念ではありますが、平成二十二年度については政府予算全体で考えると、やむを得ない選択であったと受けとめざるを得ない面もあるのではないかと考えているところであります。平成二十三年度における子ども手当の支給につきましては、国によりますと、平成二十三年度予算編成過程において改めて検討することとされておりますので、制度設計に当たりましては国と地方との十分な協議の上、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿った制度が実現されることを強く望んでいるところであります。

○教育長（原田耕藏君） 公立小・中学校の耐震化予算についてでございます。

国の当初予算案では、公立学校施設整備費の総額は前年度より二%減少をいたしております。

ますが、耐震化の予算は一六%増となっております、より耐震化に重点を置いたものとなっております。しかし、これでも各自治体からの要望を大きく下回っておりますことから、各自治体が来年度計画をいたしております耐震化工事すべてを行える状況にはないところでございます。公立学校施設の耐震化は児童生徒の命を守るための事業でありますことから、十分な額を確保し、各自治体が計画どおりに事業を進めることができるよう、全国公立学校施設整備期成会を通じまして、国へ緊急要望を行うことといたしているところでございます。

○保健福祉部長（庭田清和君） 女性特有のがん検診の予算についてでございます。

がん検診は健康増進法に基づく事業として市町村が行う事業でありますことから、国は実施主体である各市町村に応分の負担を求めることとし、国の補助率を十分の十から、平成二十二年度は二分の一に変更したところでありますが、女性特有のがん検診推進事業の子宮頸がん及び乳がん検診費用等に係る地方負担につきましても、地方交付税措置を講じることとされております。県では、この取り扱いにつきましても県内市町村に通知いたしますとともに、市町村がん検診事業の充実強化をお願いしたところでございます。

○企画部長（六反省一君） 奄振予算の削減の影響等についてでございます。

来年度政府予算案におけます奄振予算は、対前年比七一%と大幅な減額となっております。その主な要因は土地改良事業を初めとする公共事業費の大幅な削減であり、奄振計画に基づく各種事業の推進や奄美の地域経済に与える影響を懸念しているところでございます。このため、県としては効率的・効果的な事業の執行や基金等を活用した事業の実施により、奄美群島の振興開発や地域経済に与える影響の緩和に努めることといたしております。

民主党の「約束」に関しましては、県予算案に直接反映されたものはないところでございますが、今後政権運営の中で具体化されることを期待いたしております。

○土木部長（河瀬芳邦君） 民主党の箇所づけ伝達についてであります。

民主党本部の資料につきましては、鹿児島県連からの説明は受けていないところでございますが、二月九日に平成二十二年度の実施が見込まれております本県分の直轄事業の一部につきましても、国土交通省からおおよその事業費を記載いたしました資料の説明があったところでございます。これらの資料につきましては、その後政府から国会へ提出され公表されたと承知をしております。直轄事業の予算の配分に際しましては、社会資本整備がおくれています地域に配慮するなど、地方の意見が反映される仕組みとなる必要があります。

であると考えているところでございます。

公共事業の削減による影響についてであります。

平成二十二年度当初予算編成におきましては、国が大幅な削減を行う中、普通建設事業費等を一千六百六億円計上するとともに、平成二十一年度三月補正予算では雇用・経済対策として百六億円増額計上しており、平成二十二年度当初予算と平成二十一年度三月補正予算を合わせますと、平成二十一年度当初予算を上回る一千七百十二億円を計上し、公共事業等の量的な確保に努めているところでございます。

県といたしましては、めり張りのある社会資本整備を進めるとともに、公共事業は経済や雇用の面でも地域を支える効果が大きいことから、国に対しまして社会基盤整備のおくれている地域に配慮するよう求めてまいりたいと考えております。

○総務部長（篠原俊博君） 自主財源等の歳入確保の取り組みについてでございます。

自主財源の確保に向けましては、これまで三つの挑戦の一つに「産業おこし」を掲げ、企業誘致や中核的企業の育成、起業化への支援、農業や観光の振興などに重点的に取り組み、税財政基盤の強化を図っているところであります。また県税につきましては、既に個人県民税等の超過課税や核燃料税等の法定外税の導入を行っておりますほか、県有財産の利活用、未収債権のさらなる縮減、使用料・手数料の見直しなどを行っているところであります。今後とも県政刷新大綱を踏まえまして、こうした自主財源の確保に向けた取り組みを行いますとともに、地方交付税の復元など地方税財源の拡充強化を国に主張することによりまして、安定的な財政運営に必要な財源の総額の確保に努めてまいりたいと考えております。

環境、食料、医療・福祉の三つの課題の重点取り組みと歳出削減についてでございます。

まず、環境につきましては、屋久島において低炭素社会のモデルとなる取り組みを進めるとともに、住宅用太陽光発電の普及推進や県民、事業者がみずから削減できない温室効果ガスの排出量を、森林整備などにより埋め合わせる仕組みの検討、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の実施設計などに取り組むことといたしております。

また、食料につきましては、農業用排水施設や区画整理などを引き続き推進いたしますとともに、上海における新たな市場開拓のための拠点整備や輸出促進のための商談会、PR活動などに取り組むことといたしております。

さらに、医療・福祉につきましては、救急医療体制の充実を図りますため、ドクターヘリ導入に向けた県立大島病院への地域救命救急センターの整備や医師確保対策、研修医等の研修環境の充実に取り組みますとともに、介護施設の整備や本年六月にオープンする県こども総合療育センターの運営等に取り組むことといたしております。

今回の当初予算におきましては、以上申し上げた施策を初め、「力みなぎる・かごしま」の実現につながる施策を重点的に計上しつつ、歳出の削減につきましては、職員数及び職



員給の縮減による人件費の抑制や一般政策経費の抑制を図りますとともに、普通建設事業費等について総額を確保した上で、所要一般財源の抑制を図ったところであります。

○危機管理局长（中西 茂君） 川内原発事故時の報告についてでございます。

川内原子力発電所で発生した事故につきましては、一月二十九日午前七時五十九分に県へ連絡があったところであります。その内容は、「午前七時七分、電気設備の点検作業中、火花が発生し三名の作業員が負傷した。負傷者は医療機関へ搬送したが、その負傷の程度等は不明。また火災も発生したが既に鎮火した。なお当該作業員に放射性物質による汚染、被曝はなく、外部への放射能漏れもない」というものであります。九州電力からの通報連絡につきましては、複数の負傷者や火災が発生したことから、人命優先で対処したものであり、通報連絡のあり方につきましては、今回の事象を検証するとともに、できるだけ早く通報できるよう努めることといたしております。県としては、九州電力に要請している早急な原因究明等に対する報告を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

川内原発事故の原因と再発防止についてでございます。

今回の事故に関して、県は事故の状況等について随時報告を受けているところであり、また二月二十二日、国に提出した報告書についてもその概要の説明を受けているところであります。九州電力によりますと、現時点では作業従事者が死亡または入院中のため、また現場で使用していた作業要領書等が焼失等のため不明であり、作業の実施状況等が確認できていないところですが、事故原因については、今回の事故に係る作業が電源が入っている端子に近接した状況で行われることになっていたことに加え、作業関係者間で電源が入っている端子に近接した作業であるとの認識が不十分であったことなど、複数の要因により発生したと推定されるとしております。

再発防止対策につきましては、電源が入っている端子等に近接した作業は原則禁止とするとともに、作業要領書の見直しや事故原因及び対策を関係者へ周知し、安全に関する教育を継続して行うこととしております。

県の対応等についてでございます。

県では今回の事故を受けて、直ちに立入調査により現場確認等を行ってきたところでございますが、二月一日、九州電力に対し早急な原因究明や再発防止対策等を要請しておりまして、その報告を踏まえまして聞き取り調査等により報告内容や改善状況の確認など対応してまいりたいと考えております。

○県民生活局长（灰床義博君） 子ども手当と児童手当の平均支給月額についてでございます。

児童手当につきましては、本県の平成二十一年度の支給見込み額を、支給見込み延べ人

員で除しますと、一人当たりの平均支給月額が約六千八百円になる見込みであります。一方子ども手当につきましては、平成二十二年度におきましては一人当たり月額一万三千円を支給することとされていることから、児童手当と比較すれば月額で平均約六千二百円の増額となる見込みであります。

次に、消費者行政推進室の業務内容等についてでございます。

消費者行政の充実・強化を図るため、平成二十二年度から貸金業法に関する業務とJAS法に基づく食品表示一一〇番の相談窓口機能を、県民生活局生活・文化課に一元化することとしております。同課内に設置する消費者行政推進室には、消費者行政に係る企画調整や消費者安全法に基づく事故情報の報告等を所管する消費者行政推進係と、特定商取引法などに基づく事業者への指導、貸金業法に係る登録事務、さらには食品表示に係る相談窓口等を所管する事業者指導係を置くこととしております。なお、平成二十二年度には副知事を本部長とする県消費者行政推進本部を設置し、消費者行政の総合調整に努めることとしていただいております。

次に、移転後の消費生活センターの機能等についてでございます。

県消費生活センターにつきましては、消費者行政を強化するため、県住宅供給公社ビルへ移転して整備することとしております。これまで一階から三階に分かれていた相談室などがワンフロア化されるとともに、図書展示室や来所相談コーナー等を広く確保することにより、相談しやすい環境を整備し、また業務の効率化も図られるものと考えております。なお、移転後のセンターの組織体制につきましては特に変更の予定はございませんが、図書、ビデオ等の収蔵も充実させることとしており、相談機能も向上するものと考えております。

また、移転先につきましては、ワンフロア化が可能なスペースを確保できることや、隣に鹿児島中央警察署があり、近年悪質・巧妙化している相談事例がふえる中で、警察との連携が図りやすくなることなどを総合的に勘案し、県住宅供給公社ビルとしたものであります。

〔松田浩孝君登壇〕

○松田浩孝君 それぞれ御答弁いただきました。

政治と金や公約不実行がテレビで流れるたびに、政治家とは都合が悪くなると知らなかった、秘書がやると逃げて、選挙になると実現できないこともできると大きく宣伝する人たちのことを言うと子供たちが思うようになり、ひいてはそれが若者の選挙離れにつながっていくと感じるのは私だけでしょうか。首相は責任ある行動をすべきであると申し上げます。

国の二十二年度当初予算案に関連して、鳩山首相は「いのちを守る予算」を強調されました。学校は子供たちが一日のうち多くの時間を過ごす場所であり、災害時には地域の皆さんの避難場所ともなる地域の安全拠点であることから、予算の削減で耐震化がおくれる

ことがあってはなりません。また、女性特有のがん検診についても、受診率向上のためにも予算の確保が重要であります。

さらに、箇所づけの件を取り上げ、数のおごりと指摘いたしました。長崎県知事選挙でも「与党推薦の候補を選ばないという選択をされるなら、民主党政権は長崎に対してそれなりの姿勢を示すだろう」など、選対委員長や各大臣が露骨な利益誘導の発言を行い反発を買いました。民主党の言う地域主権はどこにいったのかと問いたくなります。まさに数のおごりであります。

本県の二十二年度予算案については、国も地方も財政厳しき折ではありますが、新幹線全線開業や都市緑化フェア等をチャンスとして観光振興を図るとともに、景気浮揚や雇用対策に力を入れていただくよう要請いたします。

川内原子力発電所事故につきましては、七人の死傷者も出ており、原子力発電所という場所を考えると、徹底した原因の究明と再発防止を図るようしっかり指導していただくよう要請しておきます。

子ども手当については、平均六千二百円の増額という御答弁でした。昨年の選挙の際には、「児童手当をなくして子ども手当を創設します。中学生まで一人二万六千円支給します」ということを盛んに強調されました。しかし財源不足を理由に一万三千円に減額された上に、地方に負担を求める形で児童手当の制度も併用することになりました。最初から児童手当の拡充と言うべきであったと考えます。自公政権で四回にわたる児童手当の拡充のときには、ばらまきだとすべて反対しておいて、子ども手当でそのままそっくり使うのは余りにも都合がいい。現行の枠組みを活用するのであれば、児童手当法改正に反対した民主党の対応が誤りだったと説明せよとの指摘に、「反対したことは思い出せない」とか、「過去は給付が十分でなく反対した」との答弁は余りに稚拙であります。

平成二十三年度以降の満額支給についても閣内ばらばらであります。子育て支援なのか、貧困対策か、消費促進策か、そもそも子ども手当はその目的や効果が明確でないという指摘も強くあります。法案を提出するたびに目的や支給額、財源構成が変わる。その一貫性のなさは民主党の子育て支援の全体像や理念のなさを映し出していると指摘せざるを得ません。また、子ども・子育てビジョンについても子ども手当だけでは不十分であり、子育て支援のバランスを欠いております。実質的な子育て支援になるようにすべきだと強く訴えておきます。

二回目の質問に入ります。

次に、企画行政。

初めに、過疎法の延長についてお伺いします。

昨年末、国立社会保障人口問題研究所が発表した将来推計によりますと、今から二十年後、二〇三〇年には六十五歳以上のひとり暮らしと夫婦のみの世帯の比率が、中山間地域や離島などの過疎地が多い鹿児島県では三四・一%と全国で最も高く、三軒に一軒以上が独居老人や老夫婦になると衝撃的な結果でありました。三月末で期限が切れる過疎地域自

立促進特別措置法―過疎法―の見直し案が与野党間で合意いたしました。現過疎法の最大のポイントは、元利返済の七割を国が負担する過疎対策事業債による財政面の下支えです。過疎債により都市部に比べておこなわれている道路や公共施設などの社会資本整備を初め、産業振興策や高齢者の福祉対策など地域振興に一定の成果を上げてきました。

今回の改正案の骨格は、二〇一六年三月まで現行法を六年延長する。過疎地域の要件見直しで与論島を初め五十八市町村が加わり、現行七百二十五団体から四月より七百八十三団体になります。過疎債の対象事業を拡大し、認定子ども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設整備等にも活用でき、また過疎地域で深刻化している医師不足対策や身近な交通手段の確保、集落活性化などにも弾力的に使えるようになります。一方、過疎対策としての財政支援については農水省や国交省、県や市町村などがそれぞれに多彩な事業を展開されていますが、必ずしも必要でない施設等がつくられているとか、自治体の借金をふやすなどの問題点も指摘されています。

そこで第一点は、過疎法の本県での成果をどのように考えておられるのか、お伺いします。

また、過疎対策は住民に身近な市町村が主体的に役割を担うべきであると考えますが、現在の過疎法に基づく計画は市町村が主体的に積み上げる仕組みになっているのか、お伺いします。

第二点は、過疎法でソフト事業の展開ができるようになりますが、例えば過疎地域における交通手段の確保のためには道路運送法・道路交通法の改正、看護師による軽微な診察や処置及び処方や薬の販売ができるよう医師法・薬事法の改正、農業への新規参入促進のため農地法等の規制緩和等が必要と考えます。法律の規制が地域の実情に合わず、過疎地域の生活機能を維持することが困難な場合には、国は地方団体の求めに応じて大幅な規制緩和に努めるべきでありますが、県として今回の改正に伴い、今後どのように取り組まれるのか、お伺いします。

第三点は、過疎地域の活性化は国を挙げた総合的な取り組みが必要であります。その中核となる過疎地域の集落の状況把握、集落点検など、集落対策を支援する集落支援員の配置が喫緊の課題であります。本県における集落支援員の認定数と活動内容及び今後の取り組みについてお伺いします。

次に、山川・根占航路についてお伺いします。

昨年末、岩崎グループが鹿児島交通が運航する山川・根占航路のフェリーについて、行政側の財政的な支援がなければ二月末で撤退する方針を明らかにいたしました。この航路が再開されていたことを歓迎していただけに大変驚きました。平成十八年、再開に向けて締結した山川・根占航路の安定的運航確保のための四者協定には、同グループが指宿市と南大隅町から船を借りて運航を続ける十年間、運航収入は岩崎側が得る一方、ドックなど運航費用も負担することが明記されております。しかし、近年の燃油高騰や利用者減による経営難から、同グループが協定内容の変更を申し出ても行政側が応じないのが撤退の理

由のようです。その後、本年一月に県、指宿市、南大隅町、岩崎グループによる話し合いが持たれましたが、同グループは利用者増の努力を怠り役割を果たしていないと行政に不信感をあらわされ、一方行政側は、できる限りの努力をしてきたとお互いに主張しております。

そこで第一点は、地元自治体と運営会社の議論は平行線ですが、県内の交通網整備を担う県として、この航路に対する認識をお伺いするとともに、地元自治体と運営会社のこの状態をどのように解決するのかお伺いします。

第二点は、運営会社の言う行政の利用促進対策の不備に対して、県はどのような対応をしてきたのか、お伺いします。

それでも利用者は減少している状況の中で、港湾施設等を所有する県として、今後の航路維持のためには船の大きさや運営会社の変更も含めた検討をする段階に来ていると考えますが、取り組みについてお伺いします。

次に、情報通信体制の整備についてお伺いします。

離島や中山間地域を有する本県では、来年七月に地上デジタルテレビ放送への全面移行を目前に、その整備が進められています。中継基地については計画的にその整備が進められているところですが、今後も地上デジタルテレビ放送への移行が円滑に実施され、現在のアナログ放送を受信できるエリアに関しては、当然デジタル放送も受信できるようにすべきであり、さらに受信可能エリアの拡大に伴い中継局の整備及び辺地共聴施設のデジタル化改修に係る支援策の確保・拡充が必要になります。また離島・僻地の地域住民が医療、教育、即時性のある情報入手等に係るサービスを良好な環境で享受できるよう、地理的ハンディによる本土との格差解消の足がかりとしての早急な情報通信基盤の整備が喫緊の課題であります。さらには、ブロードバンド環境や携帯電話のエリア拡大など、県民が等しくいつでもどこでもさまざまな情報通信サービスが受けられるよう、地域間、企業間、県民の間で格差のない情報通信環境を整備する必要があります。

そこで第一点は、現在の本県での地上デジタルテレビ放送への移行状況と今後の取り組みについてお伺いします。

第二点は、ADSL等ブロードバンド環境や携帯電話のエリア拡大の状況と、今後の取り組みについてお伺いします。

第三点は、携帯電話のエリア拡大を求めている状況の中で、二十一年度補正予算で移動用通信铁塔整備事業費が一億二千百四十四万円余り減額となっております。かごしま将来ビジョンのユビキタスネット社会の構築の中に、「高速情報通信基盤の整備充実に取り組みます」と掲げているにもかかわらず減額するとは、県として情報通信基盤の整備への意欲を感じられません。補正を減額した理由と、厳しい財政状況の中で予算計上した責任をどう受けとめられているのかお伺いします。

次に、農林行政。

初めに、鳥獣被害対策についてお伺いします。

平成二十年二月に鳥獣被害の防止施策を総合的かつ効果的に推進するために、鳥獣被害防止特別措置法が施行され、市町村では鳥獣被害防止計画の作成及び地域住民が主体となった取り組みを含めた総合的な対策を推進することになっております。訪問しました霧島市の本戸集落は高齢化率七一・九％、平均年齢七十一歳ですが、三十四軒の方々が元気に生活されておりました。田んぼを耕作するときには二十五分ほど離れた旧国分市街から子供たちが手伝いに来てくれると話されていました。その整備された田畑の周りにはすべてにさくが施してありました。住民の方に伺うと、「さくがなければイノシシに一晚でやられる。休猟区が近くまで迫り、イノシシの姿が見えても捕獲できなくて困る」との声がありました。

そこで第一点は、鳥獣被害防止対策の市町村の取り組みの現状と課題、指導体制についてお示しください。

第二点は、有害鳥獣捕獲許可の現状と課題についてお伺いします。

次に、耕作放棄地対策についてお伺いします。

長野県では長期間耕作が放棄され、樹木が生い茂った県内の耕作放棄地約四千ヘクタールについて、山林への用途変更を目指して調査する方針を発表いたしました。これまで農水省は食料自給率向上のため、耕作放棄地の営農再開を推進してきました。二〇〇八年度に全国の放棄地を実態調査し、農地利用が可能な土地と樹木が生い茂り復旧不可能な土地に区分し、二〇〇九年度からは再生可能な耕作放棄地に対策を重点化していました。今回の長野県の方針に対し農水省は、土地の有効利用策として理解を示しています。市町村の農業委員会での審議などを経て、放棄地が農地から山林に用途変更されれば、国から森林整備の補助を受ける道が開かれ、木材利用や地球温暖化対策としての森の整備に加え、周辺の森林と一体的にシカやイノシシなどの有害鳥獣対策も実施できるとの報道がありました。

そこで、本県は林野化した耕作放棄地全国第一位の面積と報道されていますが、その実態を伺うとともに、耕作放棄地を山林に用途変更すれば、カーボンオフセットで見直される山林として、また新たな雇用の場として意義があると提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、土地改良事業についてお伺いします。

政府予算の土地改良事業費の半減が、沖永良部で二〇〇七年度に始まった地下ダム整備計画に大きな影響を及ぼしております。平安知名町長は、「新年度ダム本体の着工に入るはずだったのに、島には河川水がなく、ダム完成は島民の悲願」と報道に答えられておりました。県は公共工事について二〇〇九年三月補正と合わせて前年比八〇％強を確保されました。しかしダム本体が進まなければ完成はおくれることとなります。国営かんがい排水事業は沖永良部のほか肝属中部、曾於北部、徳之島にもあり、影響が及ぶと懸念いたします。土地改良事業は農業生産基盤の整備、立ちおくれた農村の環境整備、ひいては水源の涵養、災害防止など国土保全に資するもので、必要不可欠である。また少子高齢化、後継

者不足、耕作放棄地の増加、農業集落の維持困難、食料自給率の低下等の問題、そして依然として低位の農家経済を解消するためにも、農は国のもとであることにかんがみ、土地改良事業は積極的に推進すべきである。論拠の乏しい予算削減は理解しがたく、熟慮を求めたいとの投稿記事がありました。

そこで第一点は、国の土地改良事業費半減による国営かんがい排水事業への影響についてお伺いします。

第二点は、圃場整備事業等その他の土地改良事業に対する影響についてお伺いします。

第三点は、土地改良事業に係る専門職の方々についての影響についてお伺いします。

次に、保健福祉行政。

初めに、介護問題についてお伺いします。

日本は超高齢化社会に突入しております。十五年後の二〇二五年には六十五歳以上の高齢者が三千六百万人を超えると予想されております。だれもが長寿を喜び安心できる社会の実現は、政治に求められる喫緊の課題であります。公明党は、昨年十一月から全国三千名を超す地方議員のネットワークを生かして介護総点検を実施し、結果を提言としてまとめ、昨日「新・介護公明ビジョン」を首相に申し入れしました。この「新・介護公明ビジョン」では、二〇二五年までに介護施設待機者を解消することを目指し、介護三施設の倍増、有料老人ホーム等の三倍増など施設を拡充すること、また二十四時間三百六十五日訪問介護サービスの大幅拡充、介護保険制度の手続の簡素化、要介護認定審査の簡略化、介護従事者の大幅給与アップ、介護保険料上昇抑制のための公費負担の引き上げ等を柱に、七つの視点で十二の提案、六十四の対策を提言しております。介護問題については介護施設の整備と介護職員の待遇改善の観点から、十二月議会でも質問いたしました。調査結果を踏まえ具体的に質問をいたします。

第一点は、介護施設の整備については待機者が多く、早急な整備が求められます。本県の当初予算の中に介護基盤緊急整備事業として五十八億四千八百万円余りが計上されておりますが、具体的な整備内容と待機者解消に向けた取り組みについてお伺いします。

第二点は、介護職員の待遇改善について、給与アップの取り組みの現状とともに、介護支援専門員の資格更新時の費用軽減、介護職員の研修期間における代替職員の手当の拡充についてお伺いします。

第三点は、今後介護職員の待遇改善が進めば高齢化とともに介護人材の需要が多くなることが考えられ、介護職員の人材登録、求人情報のシステム化が必要と考えますが、見解を伺います。

第四点は、介護は社会全体の問題であり、社会全体の理解が重要であります。子供のときから理解を深めるためには、小学生、中学生の介護施設における職場体験や高齢者との交流が重要と考えますが、取り組みについてお伺いします。

第五点は、高齢化の進展とともに成年後見制度の実施の強化が重要と考えます。一方で高齢者と成年後見人との間でさまざまなトラブルも予想されます。本県における成年後見

制度の実態と課題について伺うとともに、今後の取り組みについてお伺いします。

次に、アレルギー対策についてお伺いします。

花粉症を初めぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど、三人に一人は何らかのアレルギー疾患を持っていると言われており、特に二十歳代前半では九割近くの人が既に発症しているか、アレルギー予備軍であると言われております。公明党は署名活動の全国展開や国会、地方議会が一体となって、この国民病とも呼ばれるアレルギー疾患対策に一貫して取り組んでまいりました。この十年で国のアレルギー疾患対策関係予算も大幅に拡充され、アレルギー医療は大きく前進いたしました。また学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが作成され、学校現場でも対策が進んでおります。しかしながら、現状ではアレルギー疾患に関する専門の相談員の養成、確保、相談体制の整備、県民への普及啓発など多くの課題があると考えております。

そこで第一点は、本県のアレルギー患者の現状と対策についてお伺いします。

第二点は、学校現場でのアレルギー疾患対策はどのようになっているのかお伺いし、二回目の質問といたします。

○企画部長（六反省一君） 過疎法の成果及び市町村計画についてでございます。

過疎対策につきましては、四次にわたる過疎立法のもと、市町村過疎計画等に基づき過疎債や補助率のかさ上げなど、各種の特別措置の活用等によって住民生活を下支えする市町村道や上水道施設の整備率が、非過疎地域と同水準となっており、交通基盤や生活環境の整備等に一定の成果が上がっているものと考えております。市町村過疎計画につきましては、市町村が県の自立促進方針に基づき地域の実情に応じて主体的に策定し、市町村議会の議決を経て決定しているところでございます。

過疎地域における規制緩和の取り組みについてでございます。

この規制緩和につきましては、全国過疎地域自立促進連盟等を通じて、国に対し道路運送や農地取得等に関して要望してきたところでございます。国におきましては、現行過疎法の改正法案において、過疎債の対象を集落の維持・活性化等のソフト事業に拡大することとしており、県としては地域の実情に応じた過疎対策が効果的に展開されるよう、国に対し必要な規制緩和について関係団体とも連携して要望してまいりたいと考えております。

集落支援員の設置数と活動内容等についてでございます。

集落支援員につきましては、昨年十月の調査によりますと、十八市町村で千四百三十七人が設置され、霧島市の専任五名以外は公民館長等の兼任となっております。主な活動内容は集落点検や独居老人等の見守りサービス、地域の話し合いへの参加などとなっております。過疎地域の活性化のため集落支援員制度の活用は効果的であると考えておまして、県として今後ともこの制度が活用されるよう、市町村等への制度の周知や県内外の取り組み事例の情報提供等を行ってまいりたいと考えております。



山川・根占航路に対する認識についてでございます。

山川・根占航路につきましては、薩摩、大隅両半島の先端部において、バスやトラックも積載可能な唯一の航路であり、広域的な周遊観光ルートの形成や両半島先端部の物流活性化に大きな役割を果たしている重要な航路であると認識いたしております。このため、指宿市、南大隅町とともに運航継続に向けての緊急支援策を提案したところでございますが、理解を得られず三月一日からの休止届けが提出されているところであります。今後県としては航路の重要性を踏まえつつ、両市町と緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

山川・根占航路の利用促進につきましては、十九年七月に利用促進ミッションを実施し、航路のPRを行いましたほか、二十年三月に県が事務局を務めます山川・根占航路利用促進協議会において利用促進プランを策定し、同プランに基づきモニターツアーの実施などに取り組んでいるところでございます。また、昨年三月には両方の港の旅客待合室等の整備を行いますとともに、四月には指宿市が山川港の近くに特産市場をオープンさせるなど、航路活性化に資する施策を実施してきたところであります。

なお、同航路に就航しております「ぶーげんびりあ」は、指宿市と南大隅町の共同所有となっており、両市町と運航事業者との十年間の賃貸借契約に基づいて運航事業者に貸し付けられているところであります。船舶と運航事業者の変更につきましては、現在の契約の整理が必要であり、両市町と緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

地上デジタルテレビ放送への移行状況等についてでございます。

本県の地上デジタル放送中継局は六十九局が開局し、受信可能世帯率は九五%となっております。今後二十六中継局が整備され、本年末には整備を終える予定でございます。辺地共聴施設につきましては、自主共聴施設が四百十二カ所あり、昨年末でデジタル化に着手済みのものは五九%となっております。国におきましては来年三月末までに全施設のデジタル化を終えることを目標としておりまして、県としても市町村と連携し改修の促進に努めているところでございます。デジタル化による新たな難視地区につきましては、九月補正予算で創設いたしました支援制度を活用して、共聴施設の新設促進に着手したところでございます。今後とも国や市町村等と連携しながら円滑な移行の促進に努めてまいります。

ブロードバンドにつきましては、今年度事業完了後の世帯カバー率は九六%と見込まれております。県下の全二百三十五交換局のうち、離島の二局を含む八交換局で依然として未整備となりますことから、今後ともブロードバンドゼロ地域の解消に向け努めてまいりたいと考えております。

携帯電話につきましては、今年度事業完了後の世帯カバー率が九九・七%と見込まれておりますが、小規模集落など採算性の低い地域での整備が今後の課題となりますことから、国に対し支援策の拡充等を要望してまいりたいと考えております。

移動通信用鉄塔施設整備事業費の減額についてでございます。この事業につきましては、鉄塔を整備する市町村と通信事業を行うNTTドコモが三十九地区を選定・要望し、国による箇所づけ内示を受けた二十七地区について予算計上したものでございます。しかしながら、その後のNTTドコモの調査により、四地区について既に携帯電話のカバーエリアとなっていることが確認され、国の補助事業が不採択となったことから減額補正をすることとなったものでございます。

なお、国庫補助の内示のなかったその他の十二地区につきましては、採算面から事業者の参入が得られない一地区を除き、国の別事業の活用が認められ、NTTドコモが鉄塔整備をすることとなったところでございます。

○農政部長（弓指博昭君） 鳥獣被害対策の取り組みについてでございますが、県内市町村におきます鳥獣被害防止計画の策定状況は、本年一月末現在二十市町村が策定済みとなっております。年度末までにはさらに十市町村が策定を予定しております。計画を策定した市町村におきましては、鳥獣被害防止体制を整えるための地域協議会の開催、あるいは箱わなの設置や狩猟免許取得の促進、電気さくの整備などを行っているところでございます。鳥獣被害対策は捕獲や侵入防止さくの設置などの対策に加えまして、追い払いや放任果樹の伐採など、鳥獣を集落に寄せつけない予防的な取り組みが大切でございまして、このような技術を県段階及び地域段階で助言・指導できる人材の育成が必要でございまして。

このため、県といたしましては、新たに被害防止対策の手引きの作成や指導者養成研修会を開催することといたしております。今後とも地域住民が主体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、林野化した耕作放棄地の実態等についてでございますが、本県におきます林野化などした耕作放棄地面積は約一万一千ヘクタールに上りまして、その多くは農地に復元して利用することが不可能な状況となっております。県といたしましては、農地に復元可能な土地につきましては、国の補助事業などを活用して復元を進めておるところでございますが、耕作不可能な土地につきましては、市町村農業委員会が現地確認等を経た上で、所有者に対し非農地の通知をするなどの対応を行っているところでございます。

国の土地改良事業予算削減による国営かんがい排水事業等に対する影響についてでございますが、平成二十二年度の国の農業農村整備事業予算は、対前年度比三六・九%と大幅な削減となっております。具体的な箇所づけはこれからではございますが、現在県内の四地域七地区で実施されております国営かんがい排水事業の進捗に支障を来すことが危惧されております。

また、その他の県営畑地帯総合整備事業や圃場整備事業などにつきましても、工事の遅延や新規地区の採択に大きな影響が出るのではないかと懸念をしておるところでございます。

す。さらに工事の進捗に応じて調整をしてきておりますが、営農計画にも支障が生じますほか、これまで築造してきたダムや揚排水機場、用排水路、農道等の土地改良施設ストック分の適切な維持管理にも支障を来すおそれがあるものと考えております。

県といたしましては、今後地域に対する必要な説明を行いますとともに、事業全体の計画的な推進や効果の早期発現が可能な限り図られるよう、所要の予算額の確保を強く国に要請してまいりたいと考えております。

それから、土地改良事業に従事する専門職への影響についてでございますが、農業農村整備事業の執行に当たりましては、これまでも国全体の公共投資の抑制基調や厳しい財政状況なども踏まえまして、事業の峻別・重点化を図りますとともに、事業量等を勘案した人員配置に努めるなど適正な執行体制の確保を図ってきたところでございます。こうした中で、今回土地改良事業予算の大幅な削減がなされたところでありますが、農業農村整備事業の着実な推進は、来るべき食の時代に対応した鹿児島県の農業構造を確立するために必要不可欠なものでございます。

このため、県といたしましては、所要の事業費の確保とそれに応じた適切な執行体制が必要であると考えておりますが、今後の国の予算動向については不透明なところもございまして、現時点では予算削減に伴う人員面での具体的な影響というのはなかなか申し上げにくいところでございます。

○林務水産部長（白尾國豊君） 有害鳥獣捕獲許可についてでございます。

本県では農林水産業被害に迅速な対応ができますよう、有害鳥獣捕獲許可の権限を県から市町村に移譲いたしますとともに、被害の発生が予測される場合は、発生前でも捕獲許可ができるよう制度の改正を行っております。これらにより市町村は鳥獣保護区内等も含め、地域に即した被害防止につながる有害鳥獣捕獲計画の策定及び捕獲が可能となっております。

課題でございますが、過疎化や狩猟者の高齢化等により捕獲従事者の確保が困難な状況となっております。このため、県といたしましては、昨年度から被害地域の方々に対し箱わななど取得しやすい狩猟免許についての普及啓発を図っているところでございますが、今後とも新規狩猟免許取得者の確保に努めますとともに、捕獲技術講習会を開催するなどして被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

耕作放棄地を山林として整備することについてでございますが、非農地とされた耕作放棄地のうち、周辺の森林との関連性等から見て林地とみなすことが適当と判断したものににつきましては、地域森林計画上の森林として取り扱っております。また、所有者が人工林としての整備を希望し、要件を満たすものにつきましては、補助事業により植林や間伐を支援するなど、適切な森林整備が図られるよう努めているところでございます。

○保健福祉部長（庭田清和君） 介護施設の整備内容と入所待機者の解消に向けた取り組みについてでございます。

平成二十二年度当初予算におきましては、第四期介護保険事業支援計画及び同計画の上乗せ整備分につきまして、特別養護老人ホームの整備等に五十八億四千八百万円余りを計上いたしております。その内訳は広域型の特別養護老人ホーム四百六床の整備に約十四億円、小規模特別養護老人ホーム二百八十一床と地域密着型施設の整備に約二十一億円などでございます。

特別養護老人ホームの入所待機者につきましては、昨年六月に市町村、関係機関・団体と連携し調査を行った結果、「要介護一」以上の待機者数は六千六百三十九名で、そのうち入所の必要度が高いと推測される「要介護三」以上の在宅の待機者が千三百一名となっております。この調査結果を踏まえまして、現在の第四期介護保険事業支援計画に基づく六百二十二床の整備に加えまして五百十八床を新たに上乗せし、平成二十三年度末までに合計一千百四十床を整備することといたしております。県といたしましては、老人保健施設等の整備も含む第四期介護保険事業支援計画の着実な推進を図りながら、入所待機者の早期な解消に努めてまいりたいと考えております。

介護職員の処遇改善についてでございます。

介護職員の給与アップに取り組む介護事業者を支援する介護職員処遇改善事業につきましては、昨年末での本県の申請率は全国平均と同程度の約八〇％となっております。処遇改善計画書によりますと、給与アップの支給方法として賞与等の一時金に充当する事業者が五七・四％と最も多く、基本給の増額に充てる事業者は一六・六％となっております。

次に、介護支援専門員の資格更新時の費用につきましては、手数料二千元と受講料三万三千元を合わせまして三万五千元となっておりますが、他県では研修会場がほとんど一会場であるのに比べまして、本県では離島の奄美市を含む四ないし五会場で開催をし、受講者の交通費や宿泊費等の負担軽減を図っているところでございます。

介護職員が安心して研修できる体制づくりにつきましては、本県では職場外での訓練を受けることが困難な事業所への研修講師の派遣や、介護職員に対する認知症研修等の開催など、介護職員の資質向上に向けた各般の取り組みを行っているところでございます。

介護職員の人材登録・求人情報のシステム化についてでございます。

県におきましては、福祉・介護分野における労働力需給の効率化・円滑化を図りますため、県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置いたしまして、求職情報や求人情報をインターネット上で検索・登録できるようシステム化して、介護人材のあっせんを行う無料職業紹介事業を実施しております。平成二十一年度の十二月末までの新規求人登録は三百九十九名、新規求職登録は六百六十四人であり、同システムへのアクセス数は一万一千六百四件となっております。また、同事業の利用促進を図りますため、昨年九月から同センターに七名のキャリア支援専門員を配置をいたしまして、事業所を訪問してきめ細やかに

求人情報を収集するとともに、就職ガイダンス等の機会に求職登録を勧めるなど、同システムが多くの方に利用されるよう努めているところでございます。

本県における成年後見制度の実態と課題についてでございます。

成年後見制度は認知症高齢者等の権利を守るため重要な制度でございます。この制度に係る全国の家庭裁判所への申し立て件数は、平成二十年が二万六千四百五十九件で、前年に比べまして約七%の増加となっております。また平成二十年度に県内の地域包括支援センターが受けた同制度に関する相談件数は延べ四百七十九件で、前年度に比べ約一三%の増加となっております。県といたしましては、国や市町村等と連携しながら、同制度の普及に努めますとともに、低所得の高齢者に対する後見人報酬等の経費の助成を行う成年後見制度利用支援事業の取り組みにつきましても、市町村に助言をしまいたいと考えております。

本県のアレルギー患者の現状と対策についてでございます。

国の平成十九年度の国民生活基礎調査によりますと、全国の通院患者に占めるアレルギー一患者の割合は一・六%となっておりますが、本県では九・六%となっております。相談業務に関しましては、専門医療機関、市町村等と連携のもと各保健所において相談に応じておりまして、窓口となる保健師の資質向上のため、国のアレルギー相談員養成研修の活用や、大学等の関係機関による講演会への参加を通じまして、最新の予防法や治療法の習得などに努めることといたしております。また、アレルギーに関する正確な情報提供が適切な医療につながるの観点から、保健所の各種研修会や市町村の母子健診の場等を活用いたしまして、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発に努めているところでございます。

○教育長（原田耕藏君） 小・中学校における介護・福祉体験についてでございます。

児童生徒が体験を通して福祉や介護への関心を高め、理解を深めていくことは、今後一層の高齢社会を迎える中で極めて重要であると考えております。本県では小学校の約六割以上、中学校の約九割以上におきまして総合的な学習の時間等を活用し、老人ホームの訪問活動や介護体験等を行っておりますほか、体験学習を行っていない学校におきましても、バリアフリーやボランティア活動などについて学習をいたしましたり、地域のお年寄りから昔の遊びを教わるなどの交流活動を行っているところでございます。今後とも子供たち一人一人が福祉や介護に関心を持ち、よりよい生き方を目指していくことができるよう取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

学校現場でのアレルギー疾患対策につきましては、各学校におきまして気管支ぜんそくなどアレルギー疾患のある児童生徒を、保健調査等で把握した上でプライバシーにも配慮し、保護者、主治医、学校医に相談しながら個々に応じた保健指導を行っております。また平成二十年度に日本学校保健会から示されました学校のアレルギー疾患に対する取り組

みガイドラインによりまして職員研修等を実施し、全職員がアレルギー疾患についての理解を深め、緊急時に適切な対応ができるよう努めているところでございます。今後ともアレルギー疾患を持つ児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ガイドラインに沿った対応や関係機関等との連携について指導してまいりたいと考えております。

[松田浩孝君登壇]

○松田浩孝君 過疎法の延長につきましては、今後議員立法で国会に提出されますが、地方としてソフト面で活用するためには、その対象地域で規制緩和すべきなどの意見を国にしっかり主張すべきであることを再度要望しておきます。

情報通信体制の整備につきましては、離島や僻地を多く有する本県にとり情報格差が懸念されますので、予算の確保に十分配慮していただきますようお願いいたします。その上で一億余りも補正で減額する結果を招いたのは、事業の展開を把握しないで予算計上したのであり、国の予算に対応するなら県として税金を大事に使わせていただき、県民の生活の向上につなげるとの自覚を持って取り組んでいただきたいことを再度要望いたしておきます。

市町村における有害鳥獣捕獲許可制度の周知が進んでいないように感じます。先ほど紹介した本戸集落の方々は、平成十九年鳥獣保護区見直しのために調査が入った折に、その縮小を訴えたそうです。その情報が森林整備課と連携をしさえすればスムーズに対応できたのではないかと感じております。今後現地で受けた住民の要望に適切に対応されることを要望しておきます。

介護問題について、介護総点検の結果を踏まえて介護施設の充実整備と、介護職員の確保、待遇・処遇改善等について質問いたしました。知事も医療・福祉に重点を置くと言われておりますので、急速な高齢社会に向けた対策を急ぐよう要請いたします。

二月二十日はアレルギー疾患に対する的確な情報提供をするために、日本アレルギー協会が制定した「アレルギーの日」で、二月十七日から二十三日まではアレルギー週間でありました。各地で活発な啓発活動が行われました。アレルギー対策は国における研究や法整備と同時に、県民のアレルギー疾患に対する意識啓発や生活の質を変えることが重要であります。国の動向を見据えて的確な対応を要請いたします。

三回目の質問に入ります。

次に、若者対策について。

初めに、若者雇用対策についてお伺いします。

今春卒業予定者の一月現在の就職内定率は、高校生が八六・三%、大学生は六二・五%と発表されました。一月二十一日、若者就職サポートセンター鹿屋サテライトなどが主催した若者を対象とした就職面接会には五十五人の高校生が参加、二月三日には鹿児島市内でハローワークが主催した高校生のための就職面接会があり、二十五社、四十二人の求人

に対して百四十四人の高校生が参加したとの報道がありました。昨日二十四日にも商工会会議所ビルで、また三月九日には鹿児島市内のホテルで新卒者も参加できる就職面接会が予定されています。卒業までに決めたいとの高校生の強い願いが伝わってきます。このままでは就職が決まらずに卒業する学生生徒が多数になることをおそれ、大変心配するところでもあります。県が当初予算に新規高卒未就職者対策事業を新設されたことを評価するとともに、四月の早い時期には三百人の募集人員に見合う研修が実施できる取り組みを期待いたします。

そこで第一点は、委託訓練等の実施状況についてお示しいただくとともに、離職者等職業訓練助成金受給者及び訓練・生活支援給付金受給者についてお示しください。

高知県では高齢者や障害者、子供など支援が必要な人はだれでも利用でき、雇用創出の受け皿ともなるフレキシブル支援センター事業を二十二市町村、二十八カ所で実施し七十六人の雇用を生み出しています。この事業は給与をもらいながら研修を行う雇用つき研修体制で、離職者の介護分野への再就職や現場訓練を通じた資格取得も期待されます。また総務省が推進する集落支援員に若者を雇用した、新潟県上越市中ノ俣集落の事例がNHKで報道され反響を呼びました。

そこで第二点は、新たな雇用・研修先としてフレキシブル支援センター事業の創設や集落支援員への若者の採用を提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、若者自立支援についてお伺いします。

東京都は、昨年七月から若者総合相談窓口「若ナビ」を開設し、開始から三カ月で八百三十八件の電話相談を受けており、昨年十一月からはEメールによる相談も二十四時間受け付け、携帯電話からもメール相談ができるようです。相談は無料で匿名でも受け付け、ケースに応じて専門機関の紹介も行っています。

そこで第一点は、県が新設される若者相談窓口でも、十八歳以上の若者すべてを対象とした相談窓口として、パソコンメールや携帯メールでも相談でき、匿名でも受け付ける「若ナビ」の形を提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、県は一月二十九日、若者自立支援のための実態把握調査の最終報告書を公表されました。これまで光が当たらないところへの聞き取り調査は御苦勞されたことと評価いたします。この調査を受けて若者自立支援対策推進事業が新たにスタートされます。この調査の中で関係機関・団体からの自由記述欄に、相談中心のサポートから実活動中心のサポートへの転換、民間施設との連携ではなく協力関係の構築が必要とありました。ひきこもりは深刻です。調査にも協力できない若者は実際にはまだまだいるのではないかと考えます。彼らのためにはアウトリーチ―援助を求めている人のところに援助者のほうから出向く活動―が必要であり、相談員の技術面の向上も重要です。若者自立支援のために先進的な関係機関・団体がより活動しやすい支援も重要です。

そこで第二点は、子ども・若者総合相談センター事業及びひきこもり地域支援センター事業の内容、体制、人的配置についてお伺いするとともに、アウトリーチ、能力ある人材

の確保が重要と考えますが、取り組みについて伺います。

最後に、教育行政について。

まず、読書の推進について伺います。

昨秋発表された読書実態と意識に関する調査によれば、一カ月に本を一冊も読まない人が二三・七%に上がっています。また一カ月に読む本の冊数は一冊が最多の二九・二%で、五冊以上読むと答えた人は一〇%、反対に零冊と答えた人が多かったのは三十代でした。若者の活字離れや本離れが叫ばれて久しいですが、近年は明るい話題もふえてきました。昨年十一月の社会教育調査結果によりますと、全国の図書館が二〇〇七年度に小学生に貸し出した本は、登録者一人当たり三十五・九冊と過去最多となり、一九七四年度の調査に比べ二・二倍に伸びました。

この結果の背景には、公明党が主導した二〇〇一年の子ども読書活動の推進に関する法律により、学校での朝の読書活動や家庭や地域、学校などでの読み聞かせ活動などが着実に根づいてきたことが挙げられます。中でも朝の読書活動実施校は小・中・高校で計二万六千三百二十一校に達し、実施率は七〇%までに拡大いたしました。朝の読書活動が定着した学校では、読解率の向上だけでなく、「子供たちに落ちつきが出てきた」「遅刻やいじめが少なくなった」などと報告されています。

ところが、民主党の事業仕分けで子どもの読書活動推進事業と子どもゆめ基金の約二十三億円が「廃止」と判定され、学校、地域などで地道な努力したことに対して冷や水を浴びせました。「学校でやればよいことで効果の明確でないことに国費を使う必要はない」という仕分け人の乱暴な発言に、当然ながら関係者が猛反発いたしました。政権のイメージダウンをおそれてか、読み聞かせを行うボランティアなどに助成してきた子どもゆめ基金の事業は一転して予算措置されました。しかし子供の自主的な読書環境整備を進めるための子ども読書応援プロジェクトは復活しませんでした。特に政府は本年を国民読書年と定め、「じゃあ、読もう」をキャッチフレーズに政・官・民協力のもと、文字・活字文化振興に向けた多彩な活動が計画され、国民一人一人が多く良書に親しみ、読書の楽しさを実感する機会にと期待していただけに大変残念です。

そこで第一点は、本県の子供読書活動の推進状況について伺います。

次に、読書教育を充実させるために、二〇〇七年度から必要な歳出として図書購入費を増額してきましたが、二〇〇九年度に国が必要と認めて算定した公立小・中学校の図書購入費約二百四十四億円のうち、各自治体が実際に予算計上した総額は百六十四億円で、予算化率は七七%にとどまっていることが文部科学省の調査でわかりました。本県では予算化率では七二%、予算額は一校当たり三十一万円でした。

そこで第二点は、県教委としてこの結果をどのように受けとめ、市町村教委にどのように指導されるのか伺います。

また、図書館の有効活用のためには図書館司書の配置や能力が重要になりますが、本県の現況について伺います。



次に、専門高校の取り組みについてお伺いします。

二〇一三年度実施の高校学習指導要領に、アイデアや特許、商標などを学ぶ知的財産教育の充実が盛り込まれたのを機に、県内の専門高校のネットワークづくりへの取り組みが始まっております。加治木工業では知材教育に取り組み、四件の特許を生徒が取得しており、全国の地材教育の先端を担っているとのこと。また、指宿商業の生徒が開発したソラマメのストラップや紫芋を使ったシュークリームなどを、地元業者と協力しながら商品化し販売しているとの報道もあります。さらには学校産の豚や野菜でつくった豚みその缶詰が人気の伊佐農林など、物づくりや商品開発に独自に取り組む県内の専門高校はふえております。これらは国が物づくり教育に力を入れている証拠であります。

一方、進路の多様化で工業高校が減少する中、大学進学に特化したコースを置く学校もあらわれており、各地で就職に向けた技術習得と大学進学を両立させようと改革に取り組んでいるところもあります。大阪府教委では二〇〇五年度工業高校を十二校から九校に減らし、就職と進学の双方に対応できるよう全校で授業内容を見直し、名称も工業から工科へと変えました。文部科学省の二〇〇九年度学校基本調査では工業系学科を卒業後就職する生徒の割合は六二・八％、進学の割合は一七・五％になっています。

そこで第一点は、現在高校再編計画の作成中ではありますが、本県の専門高校の現状をどのように認識し、今後どのように取り組むのかお伺いします。

今月初め、若年者の新規就職の厳しい中、就職・進学率一〇〇％を誇る工業高校として、NHKテレビで紹介された東京都立荒川工業高校を視察いたしました。昨年夏の時点では求人票が六百七十社と前年同期の半分近くに落ち込んでいましたが、現在今年度百三十四名の卒業予定者について、進学三十一名、就職百一名が決定し、未定者の二人の内訳は大学は合格いたしました。家庭の事情で進学を断念した一名と発達障害者一名のみで、内定率は九九％でした。担当者は新卒の意識づけを強く持たせるキャリア教育、職業教育が重要であることを強調されておりました。また、特別なことをするのではなく当たり前のこと、例えば頭髪など身の回りの生活について厳しいことを入学前の学校説明会で説明し、入学する以上は生徒はもちろん家庭でも守っていただくことにしているとのことでした。

そこで第二点は、本県でのキャリア教育、職業教育の取り組みについてお伺いします。また、キャリアコーディネーター、就職支援員はやる気があり能力のある人を確保することが重要であると考えますが、そのような就職支援員を育成することや確保するための具体的な取り組みについて伺うとともに、進路指導、就職担当教員の資質向上についての取り組みをお伺いします。

第三点は、現在専門高校における生産品の販売が行われておりますが、どのように販売価格を決定しておられるのかお伺いします。

財政厳しき中で、支出については相見積もりなど厳しい規定があるのに、収入については各学校の判断任せでいいのか疑問であります。例えば市場の三カ月分を調査するなどの評価基準を設けるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、教員の資質向上についてお伺いします。

二十一年度県内では鹿児島、鹿児島純心女子、鹿児島国際、鹿屋体育、第一工業の五大学と大隅青少年自然の家など五機関が更新講習を開きました。鹿児島大学では奄美、種子島でも講習を行い、幼稚園から高校まで延べ約二千四百人が受けております。しかし、政府は教員養成課程の六年制の延長など更新制の廃止を含めた抜本的な見直しを検討することとしているために、来年度も開校予定の大学では教員が受講を控える可能性があり、人数が読めなく、規模をどうすればいいかとまどいが広がっているようです。

そこで第一点は、二十二年度の教員免許更新制の該当者の人数をお示しいただくとともに、来年度受講者が減少するのではないかと懸念いたしますが、県教育委員会の認識をお伺いします。

次に、二〇〇八年度にうつ病などの精神疾患で休職した公立小・中・高校などの教員は、前年度から四百五人増の五千四百人で過去最多を更新したことが文部科学省の調査でわかりました。十六年連続の増加で調査を始めたころの約八倍であります。病気休職者も最多を更新し八百五十七人に達し、このうち精神疾患が占める割合は六三％で過去最高であります。文部科学省は教師の多忙な業務によるストレス、教育内容の変化に対応できない、保護者や地域からの要望の多様化などを背景として挙げています。

学校教育は知育偏重の見直しと学校週五日制導入によるゆとり教育、その後、学力低下論議とゆとり転換と揺れ動いており、指導内容も変転しています。さらに授業以外にも事務的な作業を多く抱え、同僚と意思疎通を十分にし、相談やアドバイスを受けたりする余裕もない状況を目にいたします。教員の携わる報告類などには無駄なものも多く、負担軽減を論議されますが、遅々として進んでいないのが実情であります。

そこで第二点は、教員のメンタルヘルスのための相談窓口を設けている教育委員会が少ないようですが、本県では相談しやすい環境づくりにどのように取り組んでおられるのか伺うとともに、県教育委員会として教員の公務負担の調査を行い、見直すべきは見直すという負担軽減へ取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

第三点は、校長や教頭が毎日行っている労働時間をオーバーする公務や対外的な責任などを身近に見るにつけ、さらには管理職手当だけでなく給与も一般教員より引き下げられているために、管理職イコールきついというイメージが植えつき、最近管理職を希望する教員が少ないとのことですが、現在の状況に対する認識をお伺いするとともに、今後どのような対応をなされるのかお伺いし、三回目の質問を終わります。

○商工労働部長（布袋嘉之君） 委託訓練等の実施状況についてでございます。

民間教育訓練機関に委託して行う職業訓練につきましては、県内各地域でさまざまなコースについて実施しており、平成二十一年度は総定員九百十人に対し千六百九十四人の応募があり、八百四十九人が訓練を受講しております。このうち雇用保険等が支給されない

受講者については、県独自の離職者等職業訓練助成金を支給することとしており、一月末現在で二百三十五人が受給しております。また八十八人が国の訓練・生活支援給付金を受給しております。

若年者雇用対策についてでございます。

若年者を含む地域の求職者を雇用し、高齢者等の支援を行う事業につきましては、今年度公募型雇用促進事業においてNPO法人等による五件の事業を実施しておりますほか、市町村においてもさまざまな取り組みがなされております。高知県の市町村で行われているフレキシブル支援センター事業については、国の事例集でも取り上げられておりました、県としては県内市町村に対し事業説明会などで、このような他県の取り組みについて紹介をしているところであります。今後とも高齢者等の支援について、雇用関係基金の積極的な活用により新たな雇用機会の創出が図られるよう、市町村に対する助言や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○企画部長（六反省一君） 集落支援員への若者採用につきましては、一つの方法であると考えておりますが、総務省通知では「行政や農業、商工業関係の経験者で、地域の実情にも詳しい身近な人材の活用が望ましい」とされておりました、県内ではそのほとんどが公民館長等の兼務となっているところでございます。いずれにいたしましても、集落支援員は市町村の裁量での設置となりますことから、県といたしましては、本制度の周知や全国での活用例などを市町村に情報提供してまいりたいと考えております。

○県民生活局長（灰床義博君） 若者総合相談窓口での相談方法についてでございます。

平成二十二年度に開設する予定の子ども・若者総合相談センターにおいて実施する具体的な業務内容につきましては、関係機関・団体との情報交換会などにおける協議・意見交換の結果や、支援を必要とする若者の意識やニーズを把握するために実施したアンケート調査の結果などを踏まえ検討を進めているところであります。東京都の「若ナビ」を参考にした取り組みにつきましては、気軽にパソコンや携帯電話からのメールにより相談できるような対応のあり方につきまして、今後関係機関・団体や有識者などからも御意見をいただいた上で検討してみたいと考えております。

次に、若者自立支援対策推進事業の内容等についてでございます。

若者自立支援対策推進事業におきましては、子ども・若者総合相談センターを設置するとともに、その機能の一つとしてひきこもり地域支援センターを設置し、一体的に運用を図り、本人や保護者等からの相談に対し助言などを行うとともに、必要に応じて各関係機関・団体へ案内・紹介を行うこととしております。

なお、総合相談センターにつきましては、県青少年会館内に開設するとともに、その運

営を県青少年育成県民会議に委託することとしており、同会議において相談員四名、事務職員二名を配置することとしておりますほか、同センターの立ち上がり支援として県職員を駐在させる方向で検討しております。

総合相談センターの職員につきましては、相談に的確に対応できる人材などを確保することが極めて重要であることから、県民会議とも連携し、業務にふさわしい人材の確保に努めたいと考えております。

また、アウトリーチ—いわゆる訪問支援につきましては、ひきこもりなどの状態にある方に対しては有効な方法であるとされておりますことから、今後その具体的な方策などにつきまして検討することとしております。今後とも子ども・若者育成支援推進法や国の施策動向なども踏まえながら、関係機関・団体との連携を密に子ども・若者育成支援施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（原田耕藏君） 子供読書活動の推進状況についてでございます。

本県では、昨年三月に改定いたしました県子ども読書活動推進計画に基づきまして、家庭、地域、学校を通じた社会全体での読書活動の推進に努めております。その結果、本県の小・中学生の一カ月の読書量は全国平均を上回りますとともに、県内すべての小・中学校におきまして、朝の読書等が実施されておりました、「学校の授業を落ちついて始めることができる」、あるいは「学校図書館に行く子供がふえた」などの声を聞くほか、親子読書会も年々増加するなどの成果を上げております。

一方、学年が進むにつれて本を読まない児童生徒がふえる傾向があるなどの課題がありますことから、家庭での読書や読み聞かせの推奨などを通して、望ましい読書習慣の確立を目指してまいりたいと考えております。

公立小・中学校における学校図書の実態についてでございます。

文部科学省の学校図書館予算状況調査によりますと、本県公立小・中学校における学校図書購入に係る予算措置額は、平成二十一年度で約二億五千八百万円となっております、図書費の基準財政需要額の七二・一％となっております。これは各市町村の財政上の総合的な判断の結果であると考えておりますが、多くの市町村が学校図書館図書標準の蔵書冊数に達していない現状は、今後注視していく必要があると考えております。国におきましては、平成十九年度から学校図書館図書整備五カ年計画に基づきまして、学校図書を整備するための経費として、毎年約二百億円の地方財政措置を講じておりますことから、県教委といたしましても、引き続き市町村教育委員会に対し学校図書の充実について指導してまいりたいと考えております。

学校図書館への司書の配置等についてでございます。

読書活動の推進に当たりましては、学校図書館担当教職員の配置・充実が重要でありますことから、十二学級以上の小・中学校につきましては、司書教諭を置くことが義務づけ

られており、本県におきましては対象校のすべてに配置されているところでございます。また司書や司書補、図書館担当職員などの専門職員も小学校で七七・九%、中学校で七六・七%の配置がなされており、全国平均を大きく上回っているところでございます。さらに、司書等の資質能力の向上を図るため、県立図書館におきまして毎年度各種の研修講座等を実施しており、多くの学校図書館担当者が受講をいたしております。今後とも本県児童生徒の読書環境の充実に向け、これらの取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

専門高校の取り組みについてでございます。

本県の公立専門高校はものづくりコンテストで全国優勝するなど、物づくりや資格取得におきまして全国的に高いレベルにあり、また授業の成果として六件の特許を取得するなど、全国でも先進的な取り組みを行っております。一方、生徒減少に伴い専門高校の約四〇%が三学級以下であり、現在のみでは小規模校の割合がさらに増加し、専門性の確保や教育水準の維持向上が困難となることが予想をされるところであります。現在平成二十三年度以降の高校再編につきまして検討いたしております。専門高校につきましては「技術の高度化に対応し、専門的な知識や技術を有する職業人を育成するとともに、大学等への進学に対応できる拠点的な役割を担う高校を、県全体のバランスを考慮して配置する必要がある」との意見が出されておりました。県教委といたしましては、今後こうした意見を踏まえながら、専門高校の活性化がより図られるよう新たな計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

キャリア教育、職業教育の取り組みについてでございます。

産業構造や就業形態が変化する中、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育成するキャリア教育、職業教育の推進は極めて重要となっております。各高校におきましては、企業等におけるインターンシップや外部講師による講演会などを実施いたしまして、卒業後の進路について具体的な目標を定め実行できる能力等を養うとともに、望ましい勤労観や職業観の育成を図っているところでございます。

また、職業人として必要な専門的技術の習得や高度な資格取得等にも力を入れておまして、本県の工業高校はジュニアマイスター顕彰制度で全国二位となるなど大きな成果を上げております。県教委といたしましても、県教育振興基本計画におきましてキャリア教育の推進を位置づけており、今後とも企業や経済団体等と連携を図りながら積極的に推進してまいりたいと考えております。

キャリアコーディネーター等の育成や確保についてでございますが、キャリア教育や職場開拓を支援するため、県立高校にキャリアコーディネーターや就職支援員を配置いたしております。その採用に当たっては、企業の管理職を経験するなど企業の実情を熟知した者を確保するため、広く公募し面接による選考で決定をいたしております。採用後は各高校におきまして生徒理解を深めるための研修を行い、生徒一人一人の適性や進路希望を十分把握するとともに、労働局など関係機関の担当者との合同連絡会におきまして、求

人情報を共有し、相互の連携や生徒支援のあり方等につきまして意見交換を行うなど、スキルアップに努めているところでございます。

進路指導・就職担当教員の資質向上策の取り組みについてでございますが、各専門高校におきましては、進路指導担当の教員が中心となりまして採用動向等を分析するとともに、その分析結果の共有化を図るため、毎週連絡会を開催し、学校全体で進路指導に取り組んでおります。また各担任にはできるだけ多く企業を訪問させ、業務内容や求める人材等についての理解を深めさせるとともに、人事担当者との信頼関係を築くなど、長期的展望に立った取り組みがなされるよう指導しているところでございます。また、担当教員を集めた研修会を開催し、最新の経済動向や雇用関係の法律等について理解・周知を図るとともに、労働局など関係機関とも意見交換を行うなど、その資質向上に努めております。今後ともすべての生徒の進路希望が実現できるよう教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

専門高校における生産物の販売価格の決定についてでございますが、農業・水産高校におきまして、生産物を市場以外で売却する際の価格設定につきましては、販売当初に学校長、事務長、農場長等で構成する生産物評価委員会を開催し、市場の実際の取引価格、地域の小売価格等を参考にして価格を決定しているところでございます。なお、市況の変動等により価格変更が必要と認めた場合は、その都度評価委員会を開催し価格の変更を行っております。

教員免許更新制についてでございますが、本県公立学校における来年度の受講対象者は約千二百人ですが、県教委が実施をいたしました受講希望調査によりますと、そのうち約九割の千七十六人が受講すると回答いたしておりまして、来年度も積極的な受講がなされるものと認識をいたしております。県内における来年度の講習につきましては、現時点では鹿児島大学を初めとする三大学三機関におきまして必修講座が千四百人規模、選択講座が千九百人規模の開設が予定されております。

教員免許制度の抜本的な見直しにつきましては、今後国におきまして必要な調査・検討を行うとされておりますが、制度設計に当たっては学校現場等に混乱が生じることがないように拙速を避け、関係者の意見を十分に聞きながら行うべきであると考えております。

教職員のメンタルヘルス相談体制についてでございますが、教職員のメンタルヘルス相談につきましては、精神科の専門の医師によるメンタルヘルス相談と、退職校長が相談に応じる教職員よろず相談のほか、公立学校共済組合におきましても電話による二十四時間健康相談を実施をいたしております。また、これらの相談窓口を記したカードを全教職員に配布いたしますとともに、各種研修会でも周知を図っているところでございます。また学校長に対しましても不安や悩みを抱える教職員への対処方法や、管理職としての役割などを内容としたメンタルヘルスに関する研修を実施いたしますとともに、市町村教育委員会に対しましては、教職員の心の健康のための校内研修や、相談しやすい職場環境づくりについて、学校長を指導するよう依頼をしているところでございます。

教員の公務負担軽減についてでございますが、県教委では教員の負担を軽減するため、これまでも調査物等の現況調査を実施し、学校への調査物につきまして整理統合を進めるとともに、学校に対しましては会議等の見直しや行事の精選、校務処理の簡素・合理化等を図るよう指導してきたところでございます。各学校におきましてはそれぞれ学校行事等の見直しや会議の整理統合、コンピューター活用によるデータの共有化など、さまざまな改善に取り組んでいるところでございます。県教委といたしましては、今後とも市町村教育委員会や各学校に対しまして学校行事の見直しや校務処理の合理化等に努め、教師が子供と触れ合う時間が確保され、教育活動に専念できるよう指導してまいりたいと考えております。

管理職への希望状況等についてでございますが、管理職につきましては、子供の安全管理はもとより授業を初めとする教育活動等の管理運営や地域、保護者等への対応など、その職務内容は多岐にわたっており、重責を担っておりますことから、心身ともに健康で教育に対する情熱や強いリーダーシップ、幅広い識見が求められていると認識をいたしております。管理職の登用に当たりましては、管理職任用標準試験を実施をいたしておりますが、その受験者数はここ二十年、四百人台で推移をいたしております。多くの者が管理職試験を受験していることを心強く思っております。県教委といたしましては、管理職を含むすべての教職員がやりがいを持って職務を遂行することができるよう、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

[松田浩孝君登壇]

○松田浩孝君 それぞれ御答弁いただきました。

昨年末、鹿児島市にある若者就職サポートセンターを訪問いたしました。昨年の十月、十一月の二カ月間だけでも大学生二千五百十八人、高校生三百九人が利用しており、本年はもっとも利用者がふえると考えます。そのためにも現在鹿屋市にあるようなサテライトをふやしていただき、県内各地でも情報が得られるようにしていただきたい。また、若者就職サポートセンターの存在を知らない若者が依然として多いので、県立、私立、すべての高校生に丁寧にサポートセンターを周知していただきたいと要望しておきます。

昨年末、就職が決まったと四十代後半の友人から喜びの電話がありました。昨年より県の離職者等職業訓練助成金を受給し、夏に始まった国の訓練・生活支援給付金も受給することができました。彼は県内の東京本社の企業に二十年ほど勤めていましたが、病気のため離職しました。看護師の奥さんの収入で生活し、奥さんにかわって主夫をされておりました。就職活動では年齢の壁が厚くくじけそうになりながら、何よりハローワークや訓練機関の方々の声かけで元気になり、就職を勝ち取りました。訪問した荒川工業の進路指導の先生は、就職難の中でハローワークも混雑して忙しいと思いますが、訪問する高校生にとっては職員の方々の声かけ一つでモチベーションが大きく変わるので、丁寧に対応してい

ただきたいと要望されました。新卒者も含めて若者にかかわる方々には声かけの重要さを再認識し、丁寧な対応を要請いたします。

教育行政の読書推進については、本県では椋鳩十先生の影響が強く、朝の読書活動が全校で実施されていると思います。しかし小・中学校の図書整備費がほかの目的に流用されていることはゆゆしきことでもあります。県としても市町村教育委員会と連携し、子供の想像力を豊かにする本の購入に努めていただきますようお願いいたします。

教員の資質向上につきましては、子供と向き合う時間の確保が重要と考えます。教員を増員することだけでなく、採用試験を突破して教員になることが結果ではなく、教員として学校組織の一員との自覚を持ち、子供へ希望を与える仕事につくことができたことに、喜びと誇りを持てる教員の育成に努めていただきますようお願いいたします。

さて、二十年ほど前のバブル経済当時、三Kといえはきつい、汚い、危険の三つがそろった職種を意味しました。また女性が結婚相手に求める条件として、高学歴、高収入、高身長がもてはやされました。時代は変わり今では鳩山政権が抱える難問を指すようでもあります。すなわち、景気、献金、基地の三つのKです。いずれも解決の道筋は一向に見えません。しかもそれぞれの問題がきつい、汚い、危険という冒頭の三Kのイメージと重なります。つまりきつい景気、汚い献金、危険な基地であります。偶然とはいえ皮肉なめぐり合わせでございます。

ところで、このKという文字はさまざまな意味に使われています。野球のスコアブックに記載されるKは三振、化学記号ならカリウムのこと、医療カルテのKはドイツ語でがんを意味する言葉の頭文字だそうです。よく知られているのは長さや重さの単位で千倍をあらわすKです。キログラムやキロメートルです。その場合三Kは三千の略称となります。公明党ならさしずめ「チーム三〇〇〇」、全国の公明党議員三千名がネットワークを生かして活動する姿をあらわします。「小さくても日本になくなくてはならない力こそ公明党」との山口代表の言葉どおりに、県民の皆様の負託にこたえ公明党らしく闘うことをお誓い申し上げ、質問を終わります。(拍手)

○議長（金子万寿夫君）これで、本日の日程は終了いたしました。

---

#### △ 日程報告

○議長（金子万寿夫君）三月一日は、午前十時から本会議を開きます。

日程は、一般質問及び請願・陳情の委員会付託であります。

---